

千葉県農政推進協議会設置条例

平成 22 年 3 月 23 日
条 例 第 5 1 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉県農政推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の策定及び同法第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更に関する事項
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定及び同法第 12 条第 4 項の規定による農業経営改善計画の認定に関する事項
- (3) 農業後継者対策の推進に関する事項
- (4) その他地域農業の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、会長が指名する委員で組織する。

3 委員会に、当該特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、会長が指名する。

8 委員長は、委員会の事務を掌理する。

9 委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

10 第5条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

11 協議会は、その定めるところにより、委員会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉県農政審議会設置条例の一部改正)

2 千葉県農政審議会設置条例（昭和45年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農政」を「農政に関する基本計画その他農政に関し市長が必要と認める事項」に改める。